

会議録（１）

会議の名称	第1回飯能市地域公共交通対策協議会
開催日時	平成29年3月16日（木） 開会 14時57分 閉会 16時40分
開催場所	飯能市役所 本庁舎 5階 501会議室
会長氏名	飯能市副市長 上 良二
出席委員	上 良二、吉田 樹、木部 康久、山内 智矢、堀米 康史、 松原 緑、山本 道夫、長田 裕太郎、原 清、松下 明男、 浅見 豊樹、石井 英子、浅見 浩士、古屋 仁、今井 祥晋、 天野 佳洋、小林 正彦、柏木 正之、中川 淳、大野 康、 塩野 忠、畦地 英樹、新 信雄、新井 洋一郎、坂本 実、 今西 規雄 (鶴岡委員代理：金川 新吾)
欠席委員	豊田 義継、渡辺 正幸
説明者の職氏名	飯能市市民生活部長 益子 恵子 飯能市市民生活部生活安全課交通政策室室長 佐野 敬子 飯能市市民生活部生活安全課交通政策室主査 石井 利和
傍聴者の数	0名
会議次第	別紙の通り
配布資料	別紙の通り
事務局職員職氏名	飯能市市民生活部長 益子 恵子 飯能市市民生活部生活安全課交通政策室室長 佐野 敬子 飯能市市民生活部生活安全課交通政策室主査 石井 利和

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

（１）本協議会の第１回目の開催にあたり、事務局長から開会が宣せられたのち、以下の通り手続き等をした。

- ①市長挨拶：大久保市長から開会に際し、挨拶をした。
- ②会長挨拶：続いて、会長（上副市長）から開会に際し、挨拶をした。
- ③飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱の説明：事務局から本協議会の開催要綱（一部改正）について説明した。
- ④自己紹介：出席委員、事務局各自による自己紹介等をした。

（２）協議会設置の目的と今後の進め方について

事務局から協議会設置の目的と今後の進め方について、以下の資料に基づき説明した。

- ①飯能市地域公共交通対策協議会（法定協議会）設置の目的について（資料３）
- ②市における地域公共交通を検討する体制（資料４）
- ③飯能市地域公共交通対策協議会等開催スケジュール（案）（資料５）
- ④地域公共交通網形成計画等について（資料７）

内容的には基本的に了承されたが、各委員から以下のとおりご質問・ご意見等があった。

・市における地域公共交通を検討する体制（資料４）の段階４の実施に向けての手続き等については、この表記だとすぐに実施に向けて動くことが可能と捉えられてしまうのではないのか。

→実施するための実証実験、本格的な実施をする前の検証、実施に向けての協議など、加筆することを検討する。

・分科会については、実務的な人が集まって行う会議という解釈でよいのか。

→分科会については必要に応じて開催し、実務的な詰めを行う。以前から引き続き学識経験者及びバス事業者で構成する分科会、また協議が進むなかで内容を掘り下げる必要がある場合は、その他の分科会も開催する予定である。その他の分科会として、停留所、駅までの１マイルの移動手段の検討も進めることとする。

（３）飯能市の地域公共交通の現状と課題について

事務局から飯能市の地域公共交通について（資料６）説明した。各委員から以下のとおりご質問・ご意見等があった。

・移送サービスの参加者負担金及び謝礼の額については、ガソリン代相当の実費の負担であれば白タク行為に当たらないが、定額かつ謝礼だと、白タク行為と同類になってしまうのではないかという疑義があるが、表記の仕方だと思うが。

→次回までに考え方を整理し、提示する。

- ・実費であれば定額ではない。1 kmでも 5 kmでも 100 円ならば実費ではない。実費というのは実際に要した費用であるが。

→ガソリン代として 100 円だが、それ以上のガソリン代がかかっており、実費ということで 100 円をいただいている。謝礼については、市で 1 時間当たりということで支払っている。

- ・利用者から料金ももらって運行する行為は基本的に道路運送法で禁止されているが、特別に認められるケースは道路運送法第 79 条に基づく自家用有償旅客運送に当てはめなければいけない。

- ・ボランティアとして人を運ぶ、運ばないにかかわらず、1 時間当たり 500 円謝礼を与えるというのであれば輸送行為に関しては有償ではない。しっかりと確認しておくことが望ましい。

- ・市も社協も運輸局等に相談し、各地域で実践しているので、表記の仕方の問題は改め、誤解を招かないようにする必要はある。

- ・スクールバスの混乗利用については路線バスであれば問題ないが、その他だと条件が付されたりするので、路線バス化する方法もひとつの方策である。

- ・社会資源の活用について、白ナンバーの企業、学校等のバスやワゴンは契約と違う他の人が乗車し、運賃を取ることは法律で認められていないため、活用するのは基本的に不可能だと思うが。

→次回までに調整し、表記の仕方を修正して提出する。

- ・法定協議会となり地域公共交通網形成計画策定に向けて今後、協議を始めていくが、地域の方に利用促進とバスを守っていただくという気概を植え付けていただく運動を引き続きお願いしたい。

- ・様々な課題が掲載されているが、今一番の課題となっているのは高齢者の運転免許証自主返納であるので、課題のなかに入れていただきたい。

会議録（3）

発言者	発言内容
事務局長	〈開会〉
市長	〈挨拶〉 〈会長を副市長に任命する〉
事務局長	続きまして、ただいま市長から任命がありました本協議会の会長、飯能市上副市長からご挨拶申し上げます。会長、よろしくお願いいたします。
会長	〈挨拶〉
事務局長	続きまして、事務局から飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱について説明をさせていただきます。
事務局	（配布資料の確認） （資料1「飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱」に基づき説明した）
事務局長	要綱の説明につきましては、以上でございます。続きまして、委員の皆様から、自己紹介をいただきたいと存じます。 （各委員及び事務局自己紹介） （市長所要のため退席）
事務局長	それでは、次第に沿いまして議事に移ります。議事の進行につきましては、要綱に基づきまして会長にお願いいたします。
会長	それでは、議事を進めます。(1)協議会設置の目的と今後の進め方について、を議題とします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	（資料3「飯能市地域公共交通対策協議会（法定協議会）設置の目的について」、資料4「市における地域公共交通を検討する体制」、資料5「飯能市地域公共交通対策協議会等開催スケジュール（案）」、資料7「地域公共交通網形成計画等について」に基づき説明）

会長	<p>説明は以上でございます。このことにつきまして、委員の皆様方からご質問等ございますか。</p> <p>(※質問なし)</p>
会長	<p>協議会の目的と、これに関しまして今後の進め方ということでご理解をいただいたということで次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」という者あり)</p>
会長	<p>次に(2)の飯能市の地域公共交通の現状と課題について、を議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(資料6「飯能市の地域公共交通について」に基づき説明)</p> <p>(「会長」という者あり)</p>
会長	<p>はい、事務局長。</p>
事務局長	<p>議事の途中ではございますが、ただいま、吉田委員が到着されましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>(吉田先生を紹介)</p>
事務局長	<p>それでは、吉田先生からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いたします。</p>
委員	<p>皆さんこんにちは。吉田でございます。遅れまして大変申し訳ございません。</p> <p>今、ご紹介をいただきましたけれども、飯能市では国際興業さんの撤退問題を契機として、これからの公共交通の政策をどう歩んでいかないかといけないのかというところで1年余り議論をさせていただいたなかで、今から3年前にこの地域公共交通基本計画というものを策定しております。ちょうど前期と呼ばれる期間が確か平成28年度、ちょうど今の年度までだったと思います。これから中長期というふうに位置付けられた期間に突入するというようになってきているわけですが、その間、様々な問題というところがまた新たに起こって来ています。今、ご説明があったかというふうに思いますけれども、観光の面というところではメッツァの立地というところも出てくるという流れの一方で、しかし市内のなかではバス路線の減便が進んでいるところもあったり、</p>

	<p>一方でいわゆるラストワンマイルというふうと呼ばれるんですけども、例えばバス停まで鉄道駅までなかなか遠いというところの人々に対してどうフォローしていくのかと。今、実は国でも3月10日から高齢者の免許返納された、高齢者の移動という問題を国としてどう考えるのかというところの懇談会が設置されました。私も委員の一人として関わっているところですけども、そうしたあと一歩、あと1マイルというところをどう支えるのかというところはやはり多くの自治体で喫緊の課題となってきたのではないかとというふうに思います。そうした新たな課題というところを、加味をしながら基本計画というものをバージョンアップさせていくというところが今、これから議論をいただくことになるのであろう地域公共交通網形成計画というところになってくるかというふうに思っております。</p> <p>私もいろんな自治体に関わらせておりますし、今までも見えていますので、そういう立場からお話をさせていただければというふうに思っておりますし、委員の皆様にもこの地域にいらっしゃるお立場から、それぞれのお立場からご発言いただければというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。では、議事を続けます。(2)の飯能市の地域公共交通の現状と課題について、何か質問がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>12ページ、13ページについてお聞きしたいと思います。12ページにあります参加者の負担とはどういうものでしょうか。</p> <p>また、13ページに謝礼という言葉がありますが、これはどういうことなのか。ガソリン相当の実費の負担であれば白タク行為に当たらないと思いますが、定額でかつ謝礼という、これは白タク行為と同類になってしまうのではないかと思います。このような質問をさせていただきます。</p>
会長	<p>答弁をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご質問がありました、12ページ、13ページの参加者負担についてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、参加者に、ガソリン代程度の実費を負担していただいていると聞いております。そして、団体の方や市の関係課などが、実施の際には国交省に出向きまして、実費の徴収について確認をさせていただきます。このような方法で実施していると確認しております。以上です。</p>

会長	答弁は以上です。
委員	<p>実費ということであれば定額ではないと考えます。1キロでも5キロでも100円ということであると、実費ではないという考え方になります。実費というのは実際使った分の費用ですので、定額にはならないのではないかと思います。</p> <p>また、13ページのボランティアの謝礼というのはどのようなものなのかについて教えていただきたいと思います。</p>
会長	それでは先ほどの定額であるということと、ボランティアの謝礼について答弁をお願いします。
事務局	<p>実際は、ガソリン代やその他の経費がかかっておりますので、その経費よりも少ない金額をとということで、実費として100円という定額の金額を設定しているものであり、距離に応じていただいているものではないということで伺っております。</p> <p>そして、謝礼につきましては、施設の送迎ということでボランティアをしていただいた方に対して、1時間当たりの謝礼をお渡ししていると聞いております。</p>
会長	委員いかがでしょうか。
委員	それは福祉センターの車両の運転をしている方への謝礼として、福祉センターがお支払いになっていることなのでしょうか。
会長	<p>室長、今日は委員に福祉関係の職員もいますので、もしでしたら施設を所管している委員と調整して答弁をお願いしたいと思います。いずれにしましても委員さんからのご質問につきましてはこの費用というものがいわゆるその費用を取ってはいけないという、白タク行為に関する問題を、どのように解釈をしているのかということだと思います。さらに誤解があってははいけないということでもありますので、特にこの関係の運用につきましては、いろいろな関係機関と協議をした上で実施しているということも聞いておりますので、わかりやすく、また記載の方法がまずいのであればその辺の訂正も含めて答弁をお願いしたいと思います。</p>
委員	はじめに、12ページの参加者負担の関係について申し上げます。ガソリン代として100円の定額を徴収しているということですが、それ以上のガソリン代

	<p>がかかっているということでもあります。全てにおいて 100 円以上のガソリン代がかかっていますが、実費ということで定額を徴収するのであれば 100 円が妥当という判断を関係者でいたしまして、準備の段階で関東運輸局埼玉支局にもご相談の上実施しているものであります。謝礼の関係ですけれど、これについては施設への送迎について、ボランティアを募り、ボランティアの方へ市から 1 時間当たりの謝礼をお支払いして実施しているものです。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>吉田先生、ご意見をお願いできますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>輸送業務等に関わりのない委員の皆さんにはわかりにくいお話しだと思いますが、普段私たちが運転している車、いわゆる自家用車、白いナンバーは、それで有償、つまり人々からお金を取って運ぶ行為ということは基本的には道路運送法で禁止をされています。それが特別なケースとして認められるケースというのがあって、その場合には道路運送法第 79 条に基づく自家用有償旅客運送というものに当てはめなければいけないということになります。このような法定協議会や地域公共交通会議、あるいは運営協議会と称する場合がありますが、そのような場でこれは地域に必要だよと認められることによって実施ができるというものになると考えます。</p> <p>ところが、今回、12 ページ、13 ページの場合に、今のご答弁では上手く引き継がれていないという気がしたのですが、12 ページの「たすけあいがの」の場合と、それと原市場の場合、これ買い物ツアーになっています。つまり買い物をするためには移動は確実に伴うものであり、この 100 円というのは、定額のガソリン代ではなく、買い物の手間賃という考えで設定されているのではないかと思います。どういうことかと言いますと、つまり、輸送の対価としてガソリン代がそれ以上かかっているとしても定額として 100 円という負担金というのは現行認められていません。これは道路運送法第 79 条の登録が不要なケースということで平成 18 年度に自家用有償旅客運送についての通達が国交省から事務連絡で出ています。その中でもこのように定額を取るということについては本来ではないと示されています。けれども、例えば健康支援活動であるとか、買い物であるとかそのようなところに一緒に同行されていて、介護予防活動だとかそういう活動に係るお金が 100 円と考えて、車を使う人も、車は使わずに現地集合する人もみんな負担金は 100 円ですよということであれば、何とか説明が付くことになる。その辺の解釈というのは運輸局、運輸支局単位で判断が分かれていて、先ほどお話ししましたが、国交省で開催し私も員として参加しているあり方の検討会で整理しなければいけませんねと、今、直面に立っているとところなんです。</p>

	<p>ですから、徴収している 100 円はガソリン代だということを、説明をされること自体が本来まずいというわけです。この辺を整理されていないというところが課題ではないかと思います。</p> <p>一方で 13 ページの謝礼というところに関してはさらにわからないので、例えばこれを福祉センターのなかで運転ボランティアと称される方々が例えば何かの教室をやっていたと。折り紙教室でもいいですし、食事づくり教室でもいいですし、例えばその謝礼ですと。どういうことかという、その人が例えばボランティアとして人を運ぼうが運ぶまいが、1 時間 500 円の謝礼を与えていますというのであれば輸送行為に関しては有償でないということになります。つまり人を運ぶか運ばないかというところで、謝礼の金額が違うということになると基本まずいという話しになるのです。この辺、平成 18 年度に通達に出ていてさらにその後、国交省が図式で整理していますので、しっかり確認されておくことが望ましいと思います。あるいは有償運送まで持っていくかというような手もあるかというふうに思いますけれども、今の出し方のままだと、ミスリードされる部分大きいという気がしています。</p> <p>ただ一方で、今までこういう公共交通の会議のときにはこういう 12 ページや 13 ページのことはほとんど出てきませんでした。つまり、従来のバスとかそういうところだけ出てきて、このようなことが行われているということが全然我々としてつかめない中で、今般の基本計画を 3 年前につくりました。</p> <p>でも、今回初めてこのようなことが部局連携で出てきたということで、でもこういうものって先ほどお話ししたラストワンマイルを支えるというところでは必要ですよ。それではどういうふうにこの中に、このような計画のなかに位置付けていくのかというところも多分これから皆さん共に考えていくなかでの課題になってくるのではないかなと思います。以上です。</p>
会長	<p>お願いいたします。</p>
委員	<p>先生のお話が非常に理解しやすいのですが、要するに書き方というところだと思います。先生が十分ご存じですので、ここは先生とよく相談をされて、また最終的には一度運輸局のほうにもご相談に来ていただき、この書き方の修正をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>委員さん、吉田先生どうもありがとうございました。この件につきましては思いというようなものをきちっとつなげるためにも部局を、連携をしまして調整をさせていただいて、きっちり今日の指摘どおりに継続できるような形で調整をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>

委員	<p>他の委員さんも先生と委員さんのご発言でご理解いただけたと思いますので、次回までにこの件につきましては整理をし、考え方の整理を次回発表させていただきますたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。よろしく願いいたします。他にございますか。</p> <p>お願いいたします。</p> <p>すみません。今の件ですけれども、このことは市も社協さんも関係運輸局とかいろんなどころと相談した結果、こういうことを地域で実践しているわけなので、勿論、書き方とか表現の問題は改め、誤解を招かないような形は必要だと思いますけれども、あたかも法に触れる悪いことをしているわけではないというのは皆さんご理解いただければと思います。</p> <p>もうひとつは、日本は資源もないし、人も減ってきていますので、いかにこれからは人々のやる気を引き出すかというところで、例えば100円が高いか安い500円が高いか安いかというところではなくて100円でも手弁当でもみんな地域のためにやりたいというようなそういうやる気を引き出す。ただ、それにはちょっと100円ではかわいそうだというような議論も当然、地域から出てくるので、ぜひその点も法を犯すのは勿論良くないですけれども、表現とか上手くしてもらっていかに皆さんのやる気を引き出すかという論点で話し合いが前向きに進んでいくといいかなと思います。本当にご指摘はああそうだなと思うのですが、少し補足で発言させていただきました。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。我々も当然、法律とかそういうことは無視でやっているわけではありません。ただし、専門家の指摘としてこのような協議会のなかできちっと整理すべきことだと思います。原市場の社協についても「たすけあいあがの」についてもそのような思いでやっているということでは皆さん理解しておりません。それは皆さんご承知いただいていることですので、市のほうできちっと整理して皆さんが本当にこのようなことをいい気持ちのなかで続けられるように、それについて我々は汗をかく必要があるかと思しますので、誤解のないようにきちっとやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。この関連についてのご発言はございますか。よろしいでしょうか。他に2の議事につきましてのご意見がございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>数が多いので一項目ずつ質問させていただきます。27ページ、スクールバスの混乗のところなのですが、これはどういうスクールバスを運行していて、どういう運行をしようという方策を考えられているのかというところをちょっと</p>

	<p>と教えていただけますか。</p>
<p>会長</p>	<p>答弁をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>飯能市内の一部小学校では、児童の通学にスクールバスを使用している学校がいくつかあり、その運行方法も何通りかございます。平成 28 年度は、事業者運行を業務委託という形でお願いしている学校が原市場小学校と吾野小学校。そして、一般の路線バスに児童が乗車しているのが南高麗小学校の間野黒指から南高麗小学校までの区間と名栗小学校。そして、飯能第一小学校の飯能日高団地から飯能河原までの区間になります。</p> <p>そして、原市場小学校、飯能第二小学校から堂西までの区間、また、南高麗の岩淵から南高麗小学校までの区間については、既存の路線を使ってスクールバスが運行されており、スクールバスが運行されているすべての地域の住民から、住民の混乗が求められています。また、議会においても一般質問で混乗についてということが以前から出ております。これにつきましては、事業者であります国際興業さんと、それぞれのスクールバスをどのようにしたら地域の住民が混乗させることができるかについて検討をしているところです。それぞれ運行方法に応じて、実施に当たる課題や問題点を挙げ、そしてどんなことであれば地域の方が、そして必要な方が、利用できるものになるかということについて、検討を進めています。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>答弁は以上です。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。路線バスであれば問題ないのですけれども、その他ですと条件が付されたりしているところがありますので、逆にそれを路線バス化するかという方法もひとつの方策だと思いますし、というところがあると思います。よろしければもうちょっとそういうふうに単にスクールバスの運行と書くのではなく、もうちょっと細かく教えていただければよろしかったのかなというふうに思います。ありがとうございます。</p> <p>続いて、32 ページ、福祉バスの送迎なのですが、利用条件の緩和を求める要望があるということで、これはどのようなことが求められているのか。それが有償、無償その辺がどうなっているのかということをお聞かせいただきたい。</p> <p>33 ページ、無償、受益者負担の考え方が統一されていないという言葉があるのですが、これがどういう意味なのかということをお聞きしたいのですが。</p>
<p>会長</p>	<p>2 点について答弁をお願いいたします。</p>

事務局	<p>福祉センターの送迎バスにつきましては、特定旅客ということで総合福祉センターの送迎をしております。こちらの送迎バスにつきましては、資料にもありますとおり、市内を 11 の地区に分けて一週間ごと、どの地域は何曜日というような形で循環しております。</p> <p>こちらについては、福祉センターに行くというためだけではなく、例えば駅で降りたいですとか、途中で降ろしてもらいたい、また、福祉センターには行くけれども途中までの利用もしたいなどの要望がございますが、現在は、送迎バス用ということでそのような利用はできないとお答えしているところです。</p> <p>法の縛りがございますので、そのような使い方は、今現在はできないのですが、やはり家の前をこのようなバスが通っていて、そのバスの利用者が少ない状況を見ますと、このバスをうまく活用できないかというお考えが住民の方から出ております。</p> <p>送迎バスという形ですと使い方は限られてしまいますので、運行方法を変えるなど、皆さんに利用いただける移動交通になり得るかについて今後検討をしていきたいと考えております。</p> <p>そして、33 ページの、受益者負担の考え方が統一されていない。こちらにつきましては、福祉センターの送迎バスについては、施設利用のための送迎バスということで、無償で乗車ができますが、実費を負担していただいているもの、また、今後、有償についての検討を進めなければならないものなど、受益者負担についての考え方が市全体として統一されていない状況ですので、今後、検討したいと考えております。以上です。</p>
委員	<p>わかりました。その受益者負担の部分が最初に 12 ページ、13 ページ辺りのお話に関わってくるのかなというような感じなのかなと理解はしたところです。それで続いての質問になるのですが、34 ページ、まず、基本的な考え方として白い（ナンバーの）バスで企業なり、学校なりが所有しているバスを、企業の方、学校の生徒さん、職員を無償で送迎する。これは自家用車ですので自家用車の所有者が自分でやる範囲はいいのですが、ここに他人が乗ってきて運賃を取るとかいうことは当然できないということが法律で決まっているところがございます。</p> <p>また、学校とか企業で緑のナンバーを使ったバスで特定輸送、これは契約を結んで駅と企業、学校間の輸送をやっているということで、それはそこで特定した輸送をやるための車両であり、契約であり、許可でありますので、これに対して他の方が契約と違う方が乗るとか、またその方から運賃を取るとかいうことは法律のなかでこれもできないということになっています。</p> <p>そういう考えを基に、この 33 ページの下 3 つですよね、三角の特定旅客と</p>

	<p>して特定されること、運送法の改正により手続きが必要と書いてあるのですが、これはどういう意味をなされているのかなど。さらに下から2つ目であれば特定旅客自動車運送業者の理解と協力も必要、何を協力してもらうことを考えられているのか。さらに一番下、不可能ではないため必要性に応じて研究していくと。基本的に不可能だと思うのですが、この辺の書き方がどうなんだろうというところが質問です。</p>
会長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>こちらにつきましても議会などご質問が多いものでございます。他市の事例や状況など参考にして、今後、市にある資源を活用していきたいと考えていたところでございますが、ご指摘では、可能性は全くないということでございましたので、整理したいと考えております。以上です</p>
会長	<p>事務局をお願いしたいのですが、委員さんのほうからこれはちょっと解釈が違うのではないかとと言われて、そのとおりですというもおかしな話で、他市の実名をあげるのはちょっと控えてもらいたいのですけれども、例えばホームページですとか他市の事例について実名を挙げることは抜きとしてこういうような報道があったのですとかこのような事例があったのでこういう書き方をしたということは一応、汗をかいているいろいろつくった手前ですね、それはきちっと話しをして尚かつそれで違うということであればそういうことだと思いますので、その辺についても説明をしていただけますか。</p>
事務局	<p>他市の状況といたしましては、スクールバスですとか、ドライビングスクールの送迎バス、また企業の送迎バスに住民が混乗している事例が確認できました。送迎バスを運行している事業者が社会貢献活動の一環として登録をした地域住民や近隣の自治会との協定の締結により実現しているということでした。その資料を持参しておりませんが、そのようなことが可能でしたら交通空白地域ですとか不便地域で実現できないかと考え検討を進めているところでしてこのように掲載いたしました。以上です。</p>
会長	<p>委員、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>それであればその事例を持って支局のほうにご相談いただけますか。それが本当におっしゃられているケースなのか、また違うケースなのかというところもあると思いますので、相談をしながらこの言葉も修正をいただいたほうが</p>

	<p>よろしいのではないかと思います。</p> <p>また、37 ページで企業の方がバスを利用するとかいうのがありますが、他の市町村の話をしていただきますと、現在もやはり路線バスがないから企業が送迎バスを走らせていたエリアなのですが、バス会社さんとの話し合いのなかで路線を延長させてその工業団地のエリアにバスが入って行くと。それで企業さんが路線バスを活用するというような話を埼玉県さんがよくメインでやられていた事案だと思のんですけれども、そういうことをやっているエリアもありますし、また埼玉県さんのほうも今年からの補助でしたっけ、バスを延伸させたり、5 年間に限っての補助があったりしている部分もありますので、そういうのを活用して路線バスを延ばすとかいうことも不可能ではないかと思しますので、いろいろな方法があるかと思しますので是非ご検討をいただければなというふうに思っております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>(「はい」という者あり)</p>
<p>会長</p>	<p>本当に多岐にわたりご意見を頂戴しありがとうございました。これからスタートするに当たりまして、法的な解釈ですとか極めて重要なことでございますので、ただいまご指摘はいただきましたが、後ほど調整をさせていただきますので、次回に修正すべきものは修正をして提出をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>(「はい」という者あり)</p>
<p>会長</p>	<p>他の委員さんで2の議題につきましてご意見がございましたら受けたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p> <p>お願いいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>座ったままで失礼いたします。資料のなかにあります、26年3月に策定をいただきました基本計画、ここで地域の足を守るということで大変それ以降私どもにも力強い支援となっております取組を17ページからずっと事例を挙げていただいております。</p> <p>まず、その取組についてお礼を申し上げたいのと、やはりこういう取組がないと、他のバス事業者もおられますが、他の地区でもなかなかこういうことをやってほしいと。私どもからではなかなか言えないところでもありますし、またその取組が実現するというのはなかなか難しい状況ですので、しっかり法定協議会になりまして、交通網形成計画策定に向けてこれから協議を始めてま</p>

<p>会長</p>	<p>いりますが、ぜひとも利用促進、地域の方にバスを守っていただくという気概を植え付けていただく運動を引き続きお願いしたいと思っております。意見というか御礼でございます。</p> <p>ただいまのご意見につきましては、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。いずれにいたしましても現状の公共交通を守るということについては本日お集まりの委員さん、また地域の住民の皆さんのご協力なしでは本当にできないことです。不可能です。そんなこともありまして我々は行政として何をしなければならぬかということで、今、組織を上げていろんなことに対して取り組んでおります。</p> <p>例えば今日、名栗の委員さんも柏木委員さん、浅見委員さんといらっしゃいますけれども、名栗地域がメツアの誘致で宮沢と我々としませると阿須のあけぼの子どもの森公園、飯能河原というものをトライアングルゾーンとして位置付けまして、地方創生のまち・ひと・しごと創生総合戦略というのが国の安部内閣のなかでかなり重要な事業のなかで地方創生戦略があるのですが、加速化交付金、推進交付金、拠点整備交付金をトリプルで国の補助をもらったのは我が市だけなんです。</p> <p>ですから、現状においてかなり人口などの問題もこれはちょっと手前みそではありますが、他市に比べて減少率も非常に少なくなった状況でもございます。観光を中心にいかに多くの人に来ていただいてこの公共交通を守るかということについては地域の皆さんと一体となって取り組むべく重要課題だということで今年も市を挙げてやらしていただきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきまして、より一層の輸送力増強のための施策を打っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上でございます。</p> <p>他の委員さんから質問だけではなくて今日のこの協議会に関して感想でも結構ですので、何かございましたらお願ひいたします。</p> <p>どうぞお願ひいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと戻って質問というか確認で大変申し訳ございません。議題（1）の資料4なのですけれども、地域公共交通を検討する体制ということで今日、この場というのは段階3のところになりまして法定協議会ということになっております。これからいろいろと今日集まった皆さんでいろんなことを検討していくと理解していきまして、ここの書き方でいうと、協議をしてそれが終わるとステップ4を、実施に向けての手続きですという書き方になっているのですが、おそらく計画としてこういう対策をしたほうがいいだとかそういう必要性和</p>

	<p>というのが、協議していくと思うのですけれども、実施に向けてというところできくと民間企業できくとその実施に対する協議というのが当然必要になってくると思いますので、ここの今の書き方でいうと、すぐに実施に向かって動くことが可能だというような形に見えてしまうので、そこは語弊がないように書き方について工夫していただければと考えております。</p> <p>それから、もう一点ですけれども、資料5で来年度、分科会があって協議会があるということで、例えば平成29年度の第1回分科会が4月下旬にあって5月中旬に協議会があるということなのですが、中身としては同じ内容をやるということなのだと思うので、分科会でやったことを協議会に吸い上げるというイメージだとすると、例えば4月下旬の分科会というのは、これはイメージなのですけれども、ここの今日集まった委員がやるということではなくて、そのまた実務的な人が集まるという解釈でよろしいのかどうかちょっと確認ですけれどもよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、資料4の実施に向けての手続き開始という、これについてのもう少し丁寧な資料が必要ではないのかということと、29年の分科会と協議会の位置付けといたしますか、まず分科会で何をしてそれがどういう委員でやるのかというようなことも含めてちょっと細かい答弁をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>おでかけを守るための検討ということでイメージ図をご覧いただいているご意見だと思います。こちらの第4段階ということで実施に向けての手続き、すぐに進めるということで掲載しておりますが、実施をするためには実証実験をして検証していくことが必要だと考えております。そして実証実験等に向けての協議を進めることが必要だと思いますので、ここに加えさせていただきたいと考えております。</p> <p>そして、もうひとつのご質問であります分科会についてですが、こちらにつきましては、イメージ図にも第3段階実施に向けての協議ということで飯能市地域公共交通対策協議会の下に分科会を設けられるというイメージを書かせていただいております。分科会につきましては、必要に応じて開催したいと考えております。こちらの分科会の基になっておりますのが、地域公共交通基本計画を策定するに当たり設置した分科会と協議会でございます。分科会につきましては、路線バス事業者様の3社と吉田先生にご参加いただきまして開催しております。そして、分科会の後に地域公共交通対策協議会を開催するという流れで実施しております。今回の協議会におきましても、同様にバス事業者の方と吉田先生との分科会、そしてこれから協議が進んでいくなかで、掘り下げていく必要があるとなりました場合に、その他の分科会も開催していければ</p>

	と考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。
会長	よろしいでしょうか。 「はい」という者あり
会長	今日の議論を踏まえますと、バス事業者の方ということと、最初に吉田先生のほうから我々がやろうとしていることについて良いアドバイスをいただきました。先ほどのご発言をなぞらせていただくとあと一歩、あと1マイルというようなところも分科会で福祉関係の人もいられますし、そのことはやっていったほうがよろしいのではないかと考えます。早めにいろいろな形で分科会を進めたほうがよろしいかと思っておりますので、またその調整もお願いしたいと思います。 「はい」という者あり
会長	どうぞお願いいたします。
委員	2点ほどお伺いと、入れたほうがいいのではないかと思った点がありました。この後、網形成計画を策定されていくなかでそういったものが盛り込まれていくのだらうなというふうには思うのですが、例えば28ページから課題が挙げられておりますが、やはり今一番ホットな課題になっているのは、高齢運転者の方の免許返納だと考えます。高齢者の免許返納は必ず避けて通れないので、それに対する促進策を今後どうしていくのか。それで免許を返した後も前に新聞にもかなり載っていましたが、免許を返納するかしないかというところで80%の人が免許を返す気はないというふうなアンケート調査の結果が毎日新聞のほうにも出ておりました。そのなかでもコミュニティバスだとか路線バス等の交通インフラのほうで充実していれば返してもいいと考えている人が20数%、30%に近い回答が出ていたというようなアンケート結果が出ておりますので、おそらく飯能市さんのほうも埼玉県全体もそうなのですが、どんどん高齢化というものが進んでいくと思われます。 以前、別のお話のなかで伺ったときに、かなり昔、昭和40年代の頃に建った分譲地等が高齢化して今までは通勤で使っていた人々が通院で使うようになってきていますというふうなお話はいただいておりますので、またそういった部分の方々が今まで駅を目指していたのが今度は病院を目指していくというふうに変わって、駅ではなく今度は買い物ができるばいというふうに変わってくるのかなというふうにも思われますので、そういったことも課題のなかに入れていただければよろしいかと思います。

	<p>あともう一点、いろいろ現状で路線バス中心に書いていただいているところなのですが、タクシーの関係はどうなのかなど。いろんな公共交通会議のほうに参加させていただくのですが、かなりタクシーの利用者も減少しているというようなことで伺っています。タクシーも公共交通でありますので、そこを潰さないようにさらには路線バスの部分というのを守っていけば補助金も県で出しておりますし、飯能市さんのほうも補助金はかなり出されている話なのですけれども、やはり路線バスをしっかり守っていけば、補助金ではない部分については市で負担するというような財源はなくなります。かといって、ずっと交通空白地域を埋めるので路線バスというのはなかなかこれだけ飯能市さんは広いので難しいのだろうなど。そういった場合、このところで新聞でいろいろ出ておりましたけれど、行田市さん、杉戸町さんは福祉のほうの視点からバスの回数券を配布するとかタクシーの初乗りの部分を負担するとかという形でいろいろ他の自治体さんでも動かしております。免許返納を促すに当たって免許返納した方、する方に対しては、一年間町営バスは無料にしますとかです。あとはデマンドをやっている町もあるのですが、そこも例えば町内であれば500円、どこに行っても、どこで降りても500円なのですけれども、免許返納した方については300円、一年間だけ300円とか路線バスまでのつなぎ、いわゆるフィーダーで使うのであれば300円で自分の家からバス停まで、というような取組をされているようなところもあります。そういった部分を少し盛り込んでいただいて高齢運転者の方が安心してというか免許のほうを返納できるような促進策みたいなものもこの課題のなかに入れていただければいいのかなというふうに思いました。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ご意見として承ることでよろしいでしょうか。 「はい」という者あり)</p>
会長	<p>本当にありがとうございました。他の委員さんございますか。よろしいでしょうか。それでは、吉田先生。かなりいろいろなご意見が出たのですが、少しまとめていただけますでしょうか。</p>
委員	<p>多岐にわたる意見が出てきたなというふうに思っておりますけれども、私も冒頭のご挨拶で、また今のご意見のなかでもありましたけれども、免許返納というキーワードも出てきました。高齢化が進んでいくなかで、どうやってその皆さんが生き生きと暮らせるようなまちをつくれるかということが多分、地方創生を考えていくなかでもひとつの目標になっていくと思います。そのなかで、公共交通というのがどんな役割を果たすことができるのかという視点で、</p>

まずは、考える必要があるだろうと思っております。路線バスですとか鉄道といったような線をつなぐネットワーク、飯能の場合、比較的面積は広いわけですが、例えば名栗もそうですし、山間地を抱えているなかにおいても一本道で行けるところはいいのですが、例えばそこから少し離れているところ、あるいはもしかしたら課題がもっとでかくなっていく可能性があるのは逆に言うと、飯能の中心市街地にかなり近いほうも問題になってくると思っております。逆にそこは面的に人が張り付いているものですから、やはり路線バス、ある鉄道駅から遠いところの人数、人数も含めて存在的に大きくなっていくところがあるだろうと思っております。その面的なサービスというものと、それからそういう線のサービスというものをどういう役割分担にしていけばいいのかということが今回の網計画、ひとつの大きな課題になってくるだろうというふうに思っております。

例えば今、ご意見にもあったようなタクシー、今日の説明のなかで私は途中で入って来たのでよくわからないのですが、今日の資料のなかでタクシーの記述が、福祉タクシー券をやっているのですが、以外の記述は余りないですし、一方で昨今やっぱり話題になっているのはタクシー会社さんがどんどん営業所を畳んでいるということがやはり問題になっています。ですから、例えば本当に飯能のまちなかに何とか一個とかいう感じでどんどんあるけれども、本当に離れたむしろ必要とされる吾野とか名栗のほうに上手く車庫が回らないというような、もしかしたらこれから起こってくる可能性も十分想定されるわけです。そうしたなかでどうやってタクシー、あるいはさっき出てきたような自家用車の活用、これはもう制度に合わせる必要が当然あるとは言え、そういう自家用車の活用ですとかタクシーといったところをどうやって面的に確保して、そして線である鉄道やバスというところと上手く有機的につなげていくネットワーク、網をつくることができるかどうか。だから、網計画という、網をつくるための計画というふうに今回の法改正では言っているわけですよ。その部分というのがやっぱり大きな論点だろうというふうに思います。

そして、もうひとつがやはり需要が変化してきているはずですよ。つまり都心方向への通勤・通学というところの大きな需要の一方で、やっぱり飯能の場合にはまだ例えば東飯能のところにデパートがあったりしていますからいいですけれども、とはいえ全部が全部ここで用足しが、駅前付近で賄えるわけではないということになれば身近な用足しというところはもう少し駅とは違ったところにあるということも出てくるはずですよ。あるいは観光客の人の足というところで考えればそういう駅とは全然違うところに現にできようとしているわけです。そうした駅中心ではないところへの需要というものをどう確保、カバーしていけばいいのかということも、やはり、もうひとつ考えていかなければ

	<p>いけない課題だろうというふうに思っています。おそらくそういうところが皆さんと一緒に考えていく観点かなというふうに思っていますし、分科会というところが設定されるという話もありますので、そういったところで実務的な詰めというところをやっていきながら、大きな論点というところはこの多くの皆さんの協議会というところでいろいろと議論できていければいいのかなというふうに思っております。</p> <p>それと、ぜひお願いなのですが、委員の皆さん、ぜひこの市内のバス路線、それから鉄道をガンガン使っていただきたいと思っております。そういう使っている目線のなかでぜひこの会議でご発言いただけると非常に有機的なものになってくるというふうに思っております。できる限り私も最近はそんなに多くの路線を乗りませんけれども、必ず飯能に来ると1路線は乗って帰るということやっていますので、皆さんもぜひ次回の会議までにバスでもいいですし、鉄道でもいいですからぜひ市内のものを使っていただいてタクシーでもいいですよ。いろんなご意見をこの場で頂戴できればというふうに思っております。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。たくさんの方から有意義なご意見を頂戴いたしました。議事(2)につきましては、以上とさせていただきますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」という者あり)</p>
会長	<p>それでは、3番のその他に移らせていただきますが、委員の皆様方から何かその他、何かこんなことをと提案がございましたら受けたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。</p>
	<p>それでは、本日の議事は全て終了いたしました。本当に長時間にわたりましてご協力をいただきましてありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたしますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。議事のなかでご指導いただきましたことにつきまして、事務局内できちんと検討いたしまして次回、皆様方にお伝えしたいと存じます。</p> <p>それでは、以上をもちまして第1回飯能市地域公共交通対策協議会を閉会させていただきます。ご協力いただきましてどうもありがとうございました。</p> <p>〈閉会〉</p>